

## 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会物品貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する物品の貸出しについて必要な事項を定める。

### (物品の種類)

第2条 貸出しをする物品（以下「貸出物品」という。）の種類については、別表第1のとおりとする。

### (利用者)

第3条 この要綱における貸出物品を利用する者（以下「利用者」という。）は、団体及び個人とし、物品ごとの対象となる利用者は別表第1による。

2 この要綱における団体とは、次の各号のいずれかに該当する団体をいう。

- (1) ボランティア登録及び派遣制度実施要領（平成17年制定）の規定によるボランティア登録を行っている団体
- (2) 真岡市内に事務局を置く福祉団体
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校
- (4) 関係行政機関
- (5) その他本会会長（以下「会長」という。）が認める団体

3 この要綱における個人とは、真岡市に住民登録のある者をいう。

### (利用者の制限)

第4条 本会は、貸出物品を利用しようとする者が次の各号に該当するときは使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的とするとき。

(2) 布教活動を目的とするとき。

(3) 貸出物品の使用目的が、地域福祉に関するものと認められないとき。

(4) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第5条 物品の使用料は、無料とする。

(申請)

第6条 貸出しを希望する者は、別記様式により本会に申請するものとする。

(決定及び貸出期間)

第7条 会長は前条による申請があったときは、別表第1の貸出期間内で貸出しを行うものとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この期間を超えて貸出しを行うことができるものとする。

(使用上の注意及び責任)

第8条 利用者は、物品の取扱いについて細心の注意を払い、利用目的以外に使用してはならない。

2 物品の使用及び貸出期間内の管理に関しては、利用者の責任において行い、故意若しくは不注意により損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又は損害の賠償をするものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 1月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

## 別表第1（第2条、第3条、第7条関係）

物品名	貸出対象者	貸出期間	備考
車椅子	団体及び個人	1月以内	更新により最長3月以内
スロープ	団体及び個人	1月以内	更新により最長3月以内
インスタントシニア	団体	7日以内	
点字盤	団体	7日以内	
点字ブロック	団体	7日以内	
アイマスク	団体	7日以内	
白杖	団体	7日以内	
グラウンドゴルフ用具	団体	7日以内	
ペタンク用具	団体	7日以内	
輪投げ用具	団体	7日以内	
アンプ	団体	7日以内	
その他会長が認める物品	団体及び個人	会長が必要と認める期間	

別記様式

決裁	事務局長	次 長	係 長	係

年 月 日

物品借用申請書

社会福祉法人 真岡市社会福祉協議会長 様

住所.....

所属.....

氏名（代表者名）.....

TEL..... FAX.....

このことにつきまして、下記のとおり申請します。

記

借用期間	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで	
使用目的	..... .....	
物品名	数 量	備 考
備 考		

返却状況	返却年月日	検収者氏名
	年 月 日	